**川口市立芝中学校**

**いじめの防止等のための基本的な方針**

**令和3年5月**

**川口市立芝中学校**

**目次**

**はじめに**１

**第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項**１

**１　いじめの防止等の対策に関する基本概念**１

**２　いじめの定義**１

**第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項**２

**１　学校いじめ防止等のために本校が実施する事項**２

**（１）いじめの防止基本の策定**２

**（２）いじめ対応教員の任命**２

**（３）いじめの防止等の対策のための組織**３

**（４）いじめの防止等に関する措置**５

**２　重大事態への対処**１０

**（１）重大事態への対処の流れ**１０

**（２）市立学校の設置者又はその措置する学校による調査**１１

**第３　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項**１６

**＜資料＞　年間行事予定**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１６

**はじめに**

本校では、いじめの問題への対応は最重要課題の一つと捉え、全教職員が協力し、一丸となって組織的に対応する。生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするために、また、生徒一人一人が学校生活を有意義に充実したものとするために、いじめ問題の未然防止、いじめ問題の克服等に向けて、「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢を示し、いじめの防止等のために基本的な方針を策定する。

川口市立芝中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・川口市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１３条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

**第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項**

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること

を全ての生徒が十分に理解し、一人一人に、いじめを「しない」「させない」「見逃さ

ない」という、認識を持たせる必要がある。

また、いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての

生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外

を問わず、総合的かつ効果的に推進しなければならない。

このことから、いじめを防止するには、特定の生徒や本校だけの問題とせず、広く社

会全体で真剣に取り組む必要があるとともに、いじめ防止基本方針では、本校はもとよ

り、市や家庭、地域社会、その他の関係諸機関がそれぞれの立場を自覚しつつ、相互に

連携を図り、一体となっていじめの防止等に取り組むものとする。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生

徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットその他の電気通信技術を用いる方法により行われるものを含む。）であ

って、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「電気通信技術」とは、電話（FAX）、ラジオ、テレビなど、音声や映像、データな

どの情報伝達が可能な媒体をいう。

３　いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、また学校外でも起こりうるものである。その

ため、いじめを防止するためには「未然防止」「早期発見」「早期対応」の３つの観点か

ら、学校・家庭・地域その他関係者が連携を図りながら取り組む必要がある。

そこで、本校では、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定め、家庭・地域と一体となって対策を推進する。

**第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項**

１　いじめの防止等のために本校が実施する事項

（１）学校いじめ防止基本方針の策定

本いじめ防止基本方針は、平成２９年４月１日に施行された川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成２８年川口市条例第７０号。以下「条例」という。）及び埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針の改定の内容を反映するものである。

【法】

第１３条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校

の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な

方針を定めるものとする。

|  |
| --- |
| 【条例】  第１１条　学校は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。  (1)　いじめの防止等を目的とする当該学校に在籍する子どもの自主的活動に対する  支援  (2)　いじめの防止等のために行う他の学校との間における必要な情報の共有及び連  携協力  (3)　当該学校に在籍する子どもがいじめについて主体的に考え、行動するための力  を育成する取組 |

本いじめ防止基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方

向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的

かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

（２）いじめ対応教員の任命

|  |
| --- |
| 【条例】  第１２条　市立学校は、当該市立学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を確立  するため、次条に規定する事項を担当する教員（以下「いじめ対応教員」 |

|  |
| --- |
| という。）を置く。  ２　いじめ対応教員は、当該市立学校の校長が任命する。 |

校長が、年度当初に「いじめ対応教員」を任命する。

いじめ対応教員は、校長の命を受け、以下の事項を担当する。

ア　いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずること。

イ　生徒、保護者、生徒関連団体、市民等からのいじめ（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）に係る相談に応じ、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。

ウ　いじめの防止等のための措置を講ずるため、必要な場合には、いじめ対策委員会（法２２条に基づく学校いじめ対策組織）を招集すること。

エ　いじめの事実があると疑われる場合において、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。

オ　子ども関連団体又は関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力を求めること。

カ　川口市いじめから子どもを守る委員会、その他の機関と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力すること。

なお、教職員は、いじめの事実を認めたとき（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）は、いじめ対応教員に報告するとともに、いじめの防止等に関する対策に関しいじめ対応教員に協力するものとする。

|  |
| --- |
| 【法】  第２２条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。 |

|  |
| --- |
| （３）いじめの防止等の対策のための組織 |

本校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うため中核となる常設の組織（以下、「いじめ対策委員会」という。）を置く。

いじめ対策委員会の構成員には、管理職、いじめ対応教員、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学校医等の中から学校の実情により充てることとする。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。

いじめ対策委員会はいじめ対応教員の招集により月１回開催する。

当該組織の具体的な役割は、次のとおりである。

【未然防止】

ア　いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ　いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ　いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ　いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ　いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ　いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ　いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク　いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（ＰＤＣＡサイクルの実行を含む）

また、いじめ対策委員会は、生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容

易に認識される取組を実施する。また、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、

事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるよう

にする。

なお、必要に応じて、埼玉県が設置する「いじめ・非行防止支援チーム」が組織に加わることを検討することとする。

※いじめ・非行防止支援チームとは

困難ないじめ問題等を抱える学校において、学校、教育委員会、スクールカウンセラ

ー、スクールソーシャルワーカー等を構成員として編成する支援チームで、個々の問題に係る背景分析等を行い、情報を共有して支援計画を策定した上、各機関等の役割に基づいて専門的な支援を行い、いじめ問題等の早期対応、早期解決を図ることを目的とする。

【いじめ防止対策の組織】

・保護者

・PTA役員

・学校評議員

・学校運営協

議会

いじめ対策委員会

（月１回開催、緊急対策会）議）

・教育相談員

・ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ

・医師

・関係機関等

川口市教育委員会

職員会議

（４）いじめの防止等に関する措置

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | | 【条例】  第６条　学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、自らのいじめの防止等に係る姿勢を示すこと並びに日常の学級づくり及び学習指導の充実が、子どもの教員に対する信頼を生み、子どもと子どもの間のより良い関係の構築につながるとの見地に立ち、必要な措置を実施するよう努めるものとする。  ２　学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、当該学校のいじめ対策委員会（法第２２条に規定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織をいう。以下同じ。）を中心に、学校全体でいじめの防止等に関する取組を推進するものとする。 |   　　３　学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、平素から子どもの様子を細  心の注意をもって観察するように努め、いじめの事実の発見に取り組むものと  する。  ４　学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、いじめの事実を知った場合  には、当該学校のいじめ対策委員会を中心に、速やかに適切な対応を講じ、そ  の内容を直ちに市に報告するものとする。 |

本校は、教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア　いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。

・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災や新型コロナウイルス感染症などに関連した生徒への差別や偏見を防ぐとともに当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

　その他、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多い。そこで、学校生活アンケートを年３回、教育相談を通じた学級担任等との面談を年３回実施する。いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合があり、生徒に対して傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（ア）教職員の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするため、教職員一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うためには、

①　生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて

見逃さない。

②　自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。

③　いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。

④　教職員は、日常の教育活動を通して常に生徒との信頼関係の醸成に努めることを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教職員が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教職員がいじめの発生に関わっている場合として、

・教職員の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合

・教職員の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合

・教職員の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

などがあることに十分留意する。

（イ）学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づく

りがとても重要であることから、

①　生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。

・生徒の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）

・居場所をつくる。

・見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）

・基準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）

②　意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

・分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエ

ネルギーがわいてくる。）

・自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や

級友のよさを先生が教えてくれた。」）

③　「ライフスキルかわぐち」の取り組み等を通して、生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

（ウ）学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。 逆に、生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

（エ）保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、いじめ対応教員や学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、保護者会、学校だより等を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

イ　早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものである。これを踏まえ、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。また、生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

（ア）「彩の国生徒指導ハンドブック」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、いじめ対応教員や生徒指導主任、学年主任に相談する。

（イ）「彩の国生徒指導ハンドブック」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

（ウ）「彩の国生徒指導ハンドブック」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

ウ　いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対応教員、いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第２３条第１項の規定に違反し得る行為である。また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第２２条のいじめ対策委員会へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

（ア）いじめている生徒への指導（｢彩の国 生徒指導ハンドブック」参照）

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

（イ）いじめられている生徒への支援（｢彩の国 生徒指導ハンドブック」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉がけをし、本人との信頼関係を築いておく。

（ウ）周りではやし立てる生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。 また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

（エ）見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。 また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

（オ）学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

・話し合いなどを通して、いじめを考える。

・見て見ぬふりをしないよう指導する。

・自らの意思によって、行動がとれるように指導する。

・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。

・道徳教育の充実を図る。

・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。

・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

（カ）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①　いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②　被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

３　重大事態への対処

（１）重大事態への対処の流れ

ア　「重大事態」の意味を全教職員が理解しておく。

イ　いじめにより重大な被害が生じた重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、重大事態が発生したものとして、教育委員会へ報告等を行う。

また、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」「学校に責任はない」という判断はしないこと。

ウ　重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

エ　いじめ対策委員会を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）

オ　上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第２３条第２項に基づき、既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。（ただし、法第２３条第２項に基づく調査により事実関係の全貌が十分明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。）

カ　上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを、調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ　上記エの調査を行った組織は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）

ク　上記エの調査結果は、教育委員会を通じて市長へ報告する。その際、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

（２）市立学校の設置者又はその設置する学校による調査

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | | 【法】  第２８条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。 | |

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３　第１項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア　重大事態の発生と調査

（ア）重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

・生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、本校におけるいじめの事案で被害生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命や心身、財産等に重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応はとらない。

さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

（イ）重大事態の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

（ウ）調査の趣旨及び調査主体について

法第２８条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第２８条第３項に基づき、教育委員会が調査を実施する本校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

（エ）調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。この組織の構成については、迅速性が要求されるため、いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。また、必要に応じて調査委員会の委員等を、教育委員会が派遣する。その際、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

（オ）事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、学校は、調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

①　いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害を受けた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校がより積極的に指導・支援する、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

②　いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

（カ）自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、死亡した生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第２８条第１項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成２７年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）等を参考とするものとする。

①　背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

②　在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

③　死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

④　詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

⑤　調査を行う組織については、客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

⑥　背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

⑦　情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、死亡した生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「彩の国生徒指導ハンドブック」の「Ⅱ自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

（キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がるおそれがあり、時に事実に基づかない風評等が流れる場合もある。そこで、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ調査結果の提供及び報告

（ア）いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

|  |
| --- |
| 【法】  第２８条第２項　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。 |

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

（イ）調査結果の報告

調査結果について、教育委員会を通して、市長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

**第３　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項**

本校は、問題対策委員会において毎年度、芝中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、芝中学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

＜資料＞年間行事予定　芝中学校の参考例

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | いじめ問題対策委員会 | | 未然防止、早期発見の取組 | 保護者・地域との連携 |
| 4月 | ・基本方針の周知  ・いじめ問題対策委員会 | | ・学級開き  ・学級のルール作り | ・学級懇談会  ・学年保護者会  ・学校公開 |
| ・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定 | | | |
| 5月 | ・いじめ問題対策委員会  ・芝中年度学校基本方針策定 | ・自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した時間 | | ・学校評議員会において基本方針の協議 |
| 6月 | ・いじめ問題対策委員会 | ・『人間であること』を活用した人権感覚の育成に取組む時間  ・小中授業公開週間（道徳）  ・生徒対象の学校生活ｱﾝｹｰﾄ調査① | | ・PTA資源回収生徒・教員参加  ・芝地区小中連携連絡会 |
| 7月 | ・いじめ問題対策委員会  ・「学校いじめ防止基本  方針」1学期評価・改善  検討 | ・他人とのかかわりに関することとして「彩の国の道徳」を活用した時間  ・校内授業参観期間 | | ・授業公開  ・保護者会  ・家庭訪問、３者面談 |
| 8月 | ・いじめ問題対策委員会 | ・いじめゼロサミット小中地区会議  ・学区内小中研修会  ・校内研修会 | | ・家庭訪問、３者面談  ・芝地区小中連携連絡会 |
| 9月 | ・いじめ問題対策委員会 | ・運動会 | |  |
| 10月 | ・いじめ問題対策委員会 | ・3年生修学旅行  ・自然等とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間 | | ・学校評議員会  ・PTAバザー生徒・教員参加  ・芝地区小中連携連絡会 |
| 11月 | ・いじめ問題対策委員会 | ・生徒対象の学校生活ｱﾝｹｰﾄ調査②  ・校内授業参観期間  ・合唱コンクール  ・生徒会によるいじめ撲滅取組発表会（いじめ撲滅強調月間の取組） | | ・学校公開週間  ・２者、３者面談 |
| 12月 | ・いじめ問題対策委員会  ・「学校いじめ防止基本  方針」2学期評価・改善  検討 | ・学校評価の実施  ・集団・社会とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間 | | ・保護者会  ・芝地区小中連携連絡会 |
| 1月 | ・いじめ問題対策委員会 | ・第3回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査 | |  |
| 2月 | ・いじめ問題対策委員会  ・「学校いじめ防止基本方  針」年間評価及び公表 | ・人間としての在り方生き方とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間  ・生徒対象の学校生活ｱﾝｹｰﾄ調査③ | | ・学校評議員会  ・芝地区小中連携連絡会 |
| 3月 | ・いじめ問題対策委員会  ・今年度の問題の検討及  び新年度の取組の検討（いじめ問題会） | ・企画委員会において、  今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会） | | ・芝地区小中連携連絡会 |

**＜参考＞　学校基本方針作成上の視点**

１　学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、国立教育政策研究所作成の関連資料（生徒指導リーフ増刊号、１０号，１１号，１２号，生徒指導支援資料４）や「彩の国生徒指導ハンドブック『New I’s』」を参考とする。

２　学校基本方針の内容を生徒指導全体計画、生徒指導年間計画等に位置付け、基本方針に盛り込む。

３　いじめの未然防止には、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業その他の学校教育活動に主体的に参加・活躍できる学校づくりが基盤となることを念頭に置き、作成する。

わかる授業づくり、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫するための方策を盛り込む。

　　また、生徒が互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことができる取組を多く盛り込む。